

令和5年 三条市賃借料情報

- 標準小作料制度は平成21年の農地法改正で廃止されました。これに代わるものとして毎年1月から12月までの1年間に締結(公告)された賃借料情報を提供しています。これは賃借料を決めるための参考であり、以前の「標準小作料」とは異なり拘束力はありません。
- 賃借料を決める際には、対象となる農地の収穫量、生産物の価格、圃場条件、土地改良費の負担などを考慮し、貸し手と借り手が十分に話し合い、納得のうえで決めてください。
- 令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃借料です。

田(水稻) (10アール当たり)

地区名	区分	締結件数	平均締結額	最も多い締結		最高		最低	
				件数	締結額	件数	締結額	件数	締結額
三条地区	金納(円)	1,549	15,700	492	15,000	7	30,000	1	2,500
	物納(kg)	90	54	28	75	7	90	24	30
栄地区	金納(円)	550	17,300	141	15,000	2	24,000	2	8,800
	物納(kg)	6	78	3	89	1	128	2	51
下田地区	金納(円)	392	5,400	171	3,000	1	23,000	5	2,000
	物納(kg)	403	33	127	30	3	68	5	5

- 1 締結額は算出結果の10円単位を四捨五入し、100円単位としています。
- 2 平均締結額は単純平均ではなく、締結面積を加味した加重平均としています。
- 3 畑は締結件数がごく少ないため掲載していません。

令和6年3月

三条市農業委員会